令和３年度八重瀬町会計年度任用職員

名簿登録者募集案内

申込受付期間	令和３年１月４日（月）～令和３年２月１日（月）必着

※総務課窓口へ持参する場合は、平日（８時３０分～１７時１５分）の受付です。
※土日、祝日及び業務時間外は受付しておりません。

募集期間が過ぎても随時募集いたしますが、令和３年４月採用については、２月１日（月）までに『登録申込書』を提出された方から順次選考を行います。
また、必ずしも採用されるものではありませんのでご了承ください。

１．募集職種・業務内容等

別紙『募集職種・職務一覧』に記載のとおり

２．名簿登録期間

登録受付日～令和４年３月３１日（木）

３．任用期間

一会計年度内（最長　４月１日～翌年３月３１日迄の間）
※職種によっては任用期間が異なります。
※採用後１ヶ月間は条件付き採用期間になります。
※勤務状況等により再度任用される場合があります。

４．応募資格

次のいずれにも該当しない方
(1) 成年被後見人又は被保佐人
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５．給料・報酬・休暇等

(1) 給料・報酬：募集職種一覧に記載（職務経験により加算される場合あり）
(2) 休　　暇：年次休暇、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇等、その他特別休暇あり（有給、無給）
(3) 昇　　給：再度の任用があった場合、上限の範囲内で昇給があります。

(4) 期 末 手 当：２．６月分（６月・１２月）

※在職月数により支給率が異なります。

※６月以上の任期があり、かつ週の勤務時間数が１５時間３０分以上の場合

(5) 通 勤 手 当：通勤距離が２ｋｍ以上ある場合（徒歩、送迎、乗合での通勤は対象外）

(6) 社会保険等：加入要件を満たす場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険を適用

※以上の内容は条例等が改正された場合はそれに準じて変更となる場合があります。

６．提出書類

① 八重瀬町会計年度任用職員登録申込書（Ａ４両面印刷）

② 資格・免許等の写し（資格等を要する職種のみ）

７．登録申込書から採用までの流れ

(1) 登録申込書提出

(2) 書類選考、面接（配属課が実施）

(3) 採用・不採用決定後、本人へ連絡

８．その他

(1) 採用については予算の成立を条件とします。

(2) 駐車場を利用される場合、月額５００円を徴収します。

９．提出先・お問い合わせ

〒９０１－０４９２　沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平１１８８番地
八重瀬町役場　総務課　人事係　宛て　（TEL:098-998-2200）